13\_広島県・府中町 | こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

# | 13\_広島県・府中町|こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

#### ▼自治体の概要

\*活用主体:データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型(アウトリーチ型)の支援につなげる者

自治体名	広島県·府中町	位置	参加関係者の体制、役割*			
人口	府中町52,857人(2023年3 月時点)		総括管理主体	保有·管理主体	分析主体	活用主体
担当部局名	広島県:健康福祉局子供 未来応援課 府中町:福祉保健部子育 て支援課		(庁内) ・子育て支援課	(庁内) • 住民課·福祉課·子育て支援課 (庁外) • 教育委員会学校教育課	(庁外) • 日本コンピューター	(庁内) • 子育て支援課

#### ▼本事業の実施概要

#### 背景

### 背景、目的

令和4年度における「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」において、子供の育ちに関するデータを統合・分析するシステムを開発し、 試行的な運用を行ったが、潜在的に支援が必要な児童の把握にとどまり、継続的な支援の実施まで行うことはできなかった。

#### 目的

|• 引き続き事業推進を図るとともに、さらなるデータの蓄積および複数市町のデータの統合を行うことで、リスクを表面化する前に把握し、予防的な支 援を届け、子供たちが心身ともに健やかに育つことができる環境構築を行うこと。

対象とする
困難の類型

#### 虐待

## 本年度の 取組概要

#### 本年度末時点で到達していたい姿(予定)

- ・・昨年度構築の「こどもデータ統合システム」を活用し予防的支援を行うことができている状態。
- |・ 府中町・府中市・三次市・海田町のデータを統合してリスク予測モデルを構築するとともに、各市町単独の予測モデルとの精度比較ができている状 態。

#### 上記に向けて本年度中に実施すること

- |① 「こどもデータ統合システム|を活用し、児童虐待のリスク予測結果や関係機関との調整を踏まえて支援対象者を決定。
- ② 支援対象者に支援を実施し、子供や家庭の状況の変化を確認するとともに、プロセス全体を検証。
- ③ 府中町・府中市・三次市・海田町のデータを統合し、リスク予測モデルを構築し、各市町単独の予測モデルとの精度を比較。

# │13\_広島県・府中町│こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

### ▼こどもデータ連携による、支援業務プロセスの概要

|首長部局システムや教育委員会部局システムのデータを連携した「こどもデータ統合システム|上のリスク予測モデルにより、虐待のリスクスコアを判定。子ども家庭総合支援拠点の 職員がリスクスコアを確認し、リスクスコアが高く、かつ既要対協登録者でなかった場合は、こどもの就学状況に合わせ母子保健係/学校と支援の必要性及び支援方策を協議し、 見守りや個別支援を実施。

#### システムによる判定

#### 人による絞り込み(アセスメント)

#### 支援の実行

#### 本こどもデータ連携の 取組の特徴

首長部局システムのデータ、教育委員会部局システムの データなどを連携し、**こどもデータ統合システム上のリスク予** 測モデルにより虐待のリスクスコアを判定。

首長部局システムの

データを連携

データを連携

首長部局システムのデータ・

家庭児童相談システムの

データを連携

子ども家庭総合支援拠点の職員によって定期的にリス クスコアを確認。リスクスコアが高く、かつ要対協登録で なかった場合、子ども家庭総合支援拠点の職員と母子 援を行う。 保健係/学校にて支援の必要性や支援方策を協議。

協議により支援が必要であると判断されたこども・家庭に対 して、子ども家庭総合支援拠点を中心に見守り・個別支

保有・ 管理

主体

住民課 福祉課

教育委員会 学校教育課

教育委員会部局システムの

統括: 管理主 体

子育て支援課

こども家庭総合 支援拠点 支援を

実施す 母子保健係 る主体

学校

こども 家庭

こども・家庭

リスク予測モデル を用いて、虐待の こどもデータ リスクスコアを判定 統合システム

> 子ども家庭 総合支援 拠点の職員が リスクスコアを チェック

> > リスクスコア が高く、 かつ既要対 協登録者で なかった 場合

(未就学児の場合) 子ども家庭総合支援 拠点の職員と 母子保健係で協議。

(小・中学校の 児童の場合) 子ども家庭総合支援 拠点の職員と学校で協 議。

(未就学児の場合) 子ども家庭総合支援拠点および 母子保健係にて見守り・個別支 援を実施。

(小・中学校の児童の場合) 子ども家庭総合支援拠点および 学校にて見守り・個別支援を実施。

> 見守り・ 個別支援

支援が必要なこども・家庭

"支援が

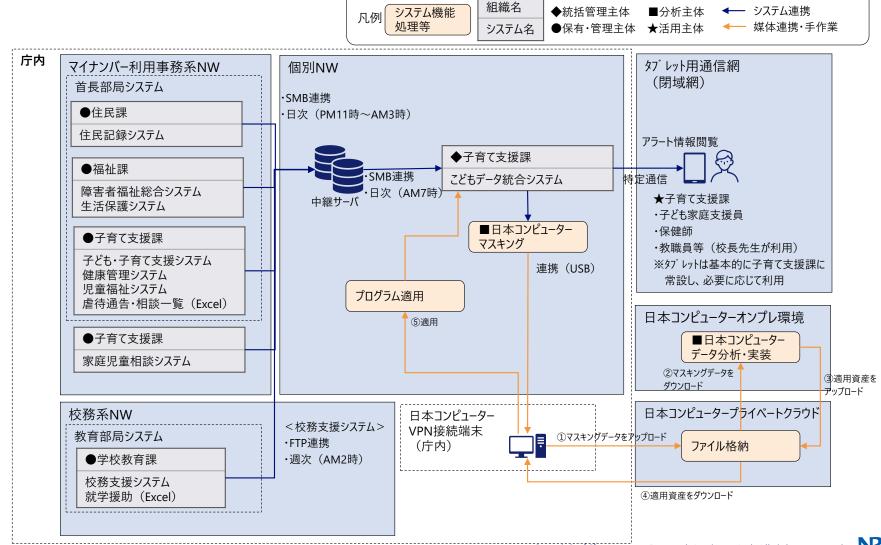
必要である"

と判断

# ┃13\_広島県・府中町|こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

#### ▼データ連携方式

- ・庁内の個別ネットワークにてシステム(こどもデータ統合システム)を構築。連携方式はファイル連携で、マスキングは分析主体へのデータ提供時に実施する想定。
- データ連携には中継サーバを介し、分析主体や活用主体が直接首長部局システム等のデータを取得することはできないようにしている。
- タブレット専用の通信網を設け、府中町の庁舎外の環境においても必要な情報を共有する上で、セキュリティを確保している



# 13\_広島県・府中町|こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

## ▼本年度事業の進捗、課題等

	実施方針(本年度中に実施すること)	本年度、実施してきたこと	直面した課題、及び本年度実証における対応策(案)
利用するデータ項目の 選定、及びデータの準備	<ul><li>・府中町の単独リスク予測モデルに用いるデータ項目については、昨年度から特に変更はなし。</li><li>・各市町の統合リスク予測モデルに利用するデータ項目の選定を行う。</li></ul>	• 統合リスク予測モデルに用いるデータ項目の選定のため、各市町で取得可能なデータ項目やデータの状態の確認などを実施。	(課題) 各市町によって異なるデータ項目が存在し、データの状態や 保存期間もさまざまだった。     (対応策) 共通するデータ項目を選定し、統合リスク予測モデルを 作成する予定。
判定基準*の構築・精査 *支援が必要と考えられるこども等を データにより抽出するための判定ロジック	• 昨年度構築した府中町単体のリスク予測モデルに加えて、各市町単独のリスク予測モデルおよび各市町統合リスク予測モデルを構築し、それぞれの精度を比較。	<ul><li>各市町単独の予測モデルについては構築完了。</li><li>統合モデルや単体の予測モデルとの比較方法については検討中。</li></ul>	• -
個人情報の適正な取扱いに 係る整理 (法的整理、手続き等)	• こどもデータ統合システム上の全児童の情報が閲覧可能なのは、子ども家庭総合支援拠点の担当職員2名のみとし事業を推進。	• 庁内手続きのため、①「事業要綱」②「府中町こどもデータ利用管理規定」③個人情報の取り扱いを規定する書面の3点を規定。内容について庁内調整中。	<ul> <li>(課題)個人情報の取り扱いに関する庁内のオーソライズのための手続きが必要になった。 (対応策)左記①-③を規定し、庁内手続きに用いる。</li> <li>(課題)個人情報保護にかかわる住民への周知をいかに行うか。 (対応策)広島県・府中町でそれぞれHPを更新予定。</li> </ul>
システム*の企画・構築 *自治体によるが、データ連携、システム判定、 判定結果の表示・伝達などを行うシステム	<ul> <li>「こどもデータ統合システム」を前年度構築済みであり、児童虐待等のリスク予測を行う。</li> <li>データ分析の精度向上のため複数市町のデータを統合・分析しデータ統合モデル(リスク予測モデル)を生成。(今年度のシステム実装は無し。)</li> </ul>	• データ統合モデル生成のため、4市町のデータ分析を実施。	・ (課題) データ統合モデル生成にあたり、4市町で取得できるデータ 項目や保有期間が異なるため、精査が必要である。 (対応策) 4市町でデータを横並びにして共通する項目、独自の項目を洗い出した。使用する項目を保有している年代に絞って分析に使用することとした。
システムによる判定の実施	• 府中町在住の15歳までのこどものデータを用い、こどもデータ統合システム上の予測モデルにてリスク判定を行う。	・昨年度から継続実施。	• =
判定されたこども等を対象とした、 人による絞り込み(アセスメン ト)、実際の支援の実施	• 子ども家庭総合支援拠点の職員がリスクスコアを確認し、ハイスコアかつ要対協登録でない場合には母子保健部署や学校に連携。支援対象者となった場合には、上記機関の連携により支援を行う。	• 昨年度のリスク判定を踏まえ、就 学後児童9名、未就学児4名を ピックアップし、個別アプローチを行っ ている。	・ (課題) 福祉部門と接点のない学齢期の児童や、3歳児健診後の未就学児など、アプローチが困難なこども・家庭が存在する。 (対応策) 今後検討する。

# 13\_広島県・府中町|こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

## ▼支援の成果と課題

令和5年9月まで の取組	概要 ・ 昨年度のリスク判定(閾値50%)と学校や母子保健部署との協議を踏まえ、潜在的に支援が必要な児童として就学後児童9名、未就学児4名に対し、見守りや個別支援を実施。 アプローチ内容 ・ 生活保護の家庭訪問や、児童扶養手当の現況確認などのきっかけを活用し、子ども家庭総合支援拠点の職員も同行することで家庭の経済面だけでなく、子育て状況やニーズを確認。 ・ 学校において、観察した様子をチェックリストに月に1回つけるなどの見守りを実施。 ・ 未就学児については、今後の連絡がスムーズに行えるよう3歳児健診時にアプローチを実施。
成果	<ul> <li>保護者:8名/13名 子供:11名/13名に対してアプローチを実施。         (アプローチの結果)</li> <li>就学前教育相談窓口や養育支援訪問事業などニーズに応じて利用制度を情報提供。</li> <li>アプローチをきっかけに、その後の自主的な窓口相談につながったケースが複数あった。</li> </ul>
課題	<ul> <li>①アプローチ</li> <li>・ 就学後で福祉部門と接点のない家庭や、3 歳児健診受診後など、アプローチをするきっかけがない場合がある。</li> <li>・ 父母のメンタルヘルスの問題がある場合には、慎重な対応が必要となる。また介入拒否家庭もいる。</li> <li>②見守り・支援</li> <li>・ 個別のアプローチとなるため、経済面以外の養育能力や子供との関係性、支援者の有無などの必要な情報について把握が難しい。</li> <li>・ 高リスク値の場合には、既に何らかの支援制度を活用している場合が多く、新たな支援制度の活用は難しい。また、見守りをする場合にも経過が長期にわたる可能性がある。</li> <li>③目標設定・終結のタイミング</li> <li>・ 行政情報以外の把握できている情報が少ないため、見守りの目標設定や、見守り支援の終結タイミングの判断が難しい。</li> <li>④効率的な運用</li> <li>・ 相談・通告件数も増加している中、潜在的に支援が必要な子供の支援を効率的に行う必要性がある。</li> </ul>